

行田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

平成 25 年 2 月 1 日行田市告示第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、行田市立図書館（以下「図書館」という。）における行田市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の導入により、市民の図書館利用サービスの向上を図るとともに民間企業等の事業活動を促進するため、行田市広告掲載要綱（平成 21 年告示第 74 号。以下「広告掲載要綱」という。）に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において雑誌スポンサー制度とは、市と図書館において利用者の閲覧に供される雑誌を提供しようとする者（以下「広告主」という。）との間に契約を締結することにより、広告主が提供する雑誌に掛けた最新号閲覧用カバーを広告媒体として当該広告主の広告を表示し、図書館が当該雑誌を図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

(雑誌の選定)

第 3 条 広告主は、図書館が作成した雑誌リストの中から提供する雑誌を選定するものとする。

(広告の規格等)

第 4 条 最新号閲覧用カバーに表示する広告の規格及び位置等は、別に定める。

(広告表示期間等)

第 5 条 広告を表示する期間は、市長が広告の表示を決定した日の属する月の翌月から 1 年間とする。ただし、期間満了の 3 月前までに市長又は広告主のいずれかから解約の意思表示がない場合は、自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(申込方法)

第 6 条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、行田市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、広告案その他必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(広告主の決定)

第7条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、広告掲載要綱第3条及び第6条の規定に基づき広告主の可否を決定し、行田市立図書館雑誌スポンサー制度(決定・却下)通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(覚書)

第8条 申込者は、前条の規定により広告主に決定したときは、覚書(様式第3号)により市と契約を締結するものとする。

(支払方法)

第9条 広告主は、雑誌の購入代金を次に掲げる支払方法により、図書館指定の納入業者に直接支払うものとする。

- (1) 支払いは、一括先払いとする。
- (2) 振込手数料は、広告主の負担とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成25年3月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

行田市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

年 月 日

行田市長

〒

住 所
申込者 会 社 名
代表者名 ⑩
電話番号

行田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第6条の規定に基づき、表示希望の広告案、会社概要（業種等がわかるもの）を添えて、次のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たり、行田市広告掲載要綱第6条第2項の規定により市税等の納付状況を市が確認することに同意します。

雑誌に表示する 広告主の名称	
提供する雑誌の名称	週刊・月刊・その他 第1希望 第2希望 第3希望
雑誌提供希望期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
広 告 の 内 容	
雑 誌 納 入 業 者 (書 店 名)	
担 当 者 連 絡 先	担当者名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス

備考 広告案を添付してください。

様式第2号（第7条関係）

行田市立図書館雑誌スポンサー制度（決定・却下）通知書

第 号
年 月 日

様

行田市長



行田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

広告主の名称	
提供を受ける雑誌の名称	
雑誌受入期間	年 月 日から 年 月 日まで
却下の理由	

(注)

- 1 雑誌の配架の位置、保存期間、廃棄その他提供された雑誌の取扱いについては、行田市が決定します。
- 2 提供する雑誌が廃刊になる場合その他雑誌の提供が出来なくなると見込まれる場合は、あらかじめ行田市と協議してください。
- 3 表示した広告の内容を変更しようとする場合は、新たに表示する広告について、行田市の承諾を受けてください。

様式第3号（第8条関係）

覚 書

行田市と（以下「広告主」という。）は、行田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱に基づき、閲覧用雑誌の提供に関し、下記のとおり覚書を締結する。

記

（提供雑誌）

第1条 行田市は、広告主から次の雑誌の提供を受けるものとする。提供される雑誌は、行田市が作成した雑誌リストの中から選定したものとする。

なお、提供される雑誌の支払いについては1年分を一括前払いとし、広告主が直接雑誌納入業者に支払うものとする。

雑 誌 名	雑誌提供期間
	年 月 日から 年 月 日まで

2 雑誌の購入代金の支払いに要する振込手数料は、広告主の負担とする。

3 雑誌の購入代金に差額が生じた場合は、広告主と雑誌納入業者の間において協議するものとする。

（広告掲載の方法）

第2条 行田市は、広告主から提供を受けた雑誌の最新号に閲覧用カバーを掛け、広告主の広告を当該雑誌のカバー裏面に表示するものとする。この場合において、広告の表示内容等については事前に協議するものとする。

（提供期間）

第3条 広告主が行田市に対して雑誌を提供する期間は、1年間とする。

2 期間満了の3月前までに、行田市又は広告主のいずれかより解約の意思表示がない場合は、自動的に延長されるものとし、その後も同様とする。

（広告表示の責務）

第4条 広告主は、当該広告主が表示した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを行田市に対し保障するものとする。

3 第三者から広告に関連した苦情の申立て又は損害賠償等の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

4 広告主は、広告表示の決定を受けた広告表示の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならないものとする。

（協議）

第5条 本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、行田市及び広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

行田市 埼玉県行田市本丸2番5号
行田市
行田市長

印

広告主 住 所
会社名
役 職
氏 名

印